

公募型プロポーザル方式による嵐南地区社会資本に係る
包括的維持管理業務委託の実施について（公告）

嵐南地区社会資本に係る包括的維持管理業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告します。

三条市長 滝 沢 亮

1 業務の概要

(1) 業務名

嵐南地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託

(2) 業務内容

道路等の社会資本の維持管理業務等を実施するもの
事業実施区域等については、業務要求水準書による。

(3) 業務履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(4) 業務の担当部局

三条市 建設部 建設課

〒955-8686 三条市旭町二丁目 3 番 1 号

電話 0256-34-5717

FAX 0256-32-6677

電子メールアドレス kensetu@city.sanjo.niigata.jp

三条市ホームページ <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

(5) 本業務の予定事業費

総額 801,428,100 円（消費税含む）以内とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに係る参加表明書及び技術提案書を提出できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

また、本プロポーザルに係る参加表明書及び技術提案書の提出者で契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 基本事項

本事業に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）は、3者以上10者以内の構成員で構成される共同企業体（法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）第2条第7号別表第三に規定する組合等は構成員としては認めない。）であって、次の(2)に示す資格要件を全て満たしているものとし、構成員が自主的に形成するものとする。また、応募者は(3)に示す技術者要件を満たしているものとする。

なお、代表者となる構成員を1者選定し、参加表明時には、応募者の構成員すべてを明らかにするとともに、各々の役割分担を明確にすること。

代表者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続を行う。

(2) 資格要件

本業務は、下記に示す資格要件を満たした共同企業体を参加資格要件とする。

ア 代表者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種である土木工事業の許可を得ている構成員とすること。

イ 三条市建設工事入札参加資格者名簿（令和5・6年度）において、土木一式工事で格付等級がB以上で登録されている構成員を1者以上含むこと。

ウ 構成員は、三条市内に本社、本店又は営業所を有する者であること。ただし、建設コンサルタントについては、三条市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（令和5・6年度）において、「道路」、「施工計画」及び「トンネル」の業種で登録があり、効率的な維持管理及び維持管理に関する技術力の向上を目的とした参画であれば、新潟県内に本社、本店又は営業所を有する者を構成員に含むことができる。

エ 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 構成員は、本実施要項の資格確認書類受付日から契約締結日までの期間に、「三条市建設工事請負業者等指名停止措置要項」による指名停止の措置を受け、その措置期間が経過しない者ではないこと。

カ 構成員は、公示の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者ではないこと。

キ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

ク 構成員は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。

ケ 構成員は、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」とい

う。) 第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。) をしている者又は更生手続開始の申し立てをなされている者でないこと。ただし同法第 41 条第 2 項の更生手続開始の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。) を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。) があつた場合にあつては、更生手続開始の申し立てをしなかつた者又は更生手続開始の申し立てをなされなかつた者とみなす。

コ 構成員は、最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納している者でないこと。

サ 過去 5 年間 (平成 30 年度以降) に三条市から次に示す各業務を元請として受注した実績がある構成員を含むこと。

道路補修 (側溝又は構造物)、舗装補修、除雪、江渚、電気工事、樹木等維持管理

シ 総括業務責任者を 1 名配置できる者であること。

ス 「巡回業務」、「補修業務」、「樹木、芝生等管理業務」及び「電気工事」の各業務について、業務実施責任者を配置できる者であること。

セ 構成員は、プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員と重複していないこと。

(3) 技術者要件

ア 総括業務責任者

総括業務責任者は、本業務の管理を行う責任者として、技術士 (総合技術監理部門 「建設」 又は建設部門)、1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士 (以下「1 級又は 2 級土木施工管理技士」という。) のいずれかの有資格者である者とする。

イ 業務実施責任者

業務実施責任者は業務ごとに以下の資格及び業務実績を有する者とする。総括業務責任者と業務実施責任者の兼務及び複数の業務実施責任者の兼務は不可とする。ただし、巡回業務実施責任者については、総括業務責任者又は他の業務実施責任者との兼務を認める。

表 1 業務実施責任者に求める資格と業務実績要件

業務実施責任者	必要な資格	管理業務実績
巡回業務	技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）又は 1級若しくは2級土木施工管理技士	
補修業務（路面、舗装、構造物、里道、水路等）	技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門）又は 1級若しくは2級土木施工管理技士	道路補修（側溝又は構造物）又は 舗装補修又は 江渫
樹木、芝生等管理業務（道路公園の樹木、芝生管理、除草等）	技術士（総合技術監理部門「農業」又は農業部門）又は 1級若しくは2級造園施工管理技士	樹木等維持管理
電気工事（照明、電気設備等）	技術士（総合技術監理部門「電気電子」又は電気電子部門）又は 1級若しくは2級電気工事施工管理技士	電気工事

ウ 作業員

各業務を実施するにあたり、作業員を配置すること。

3 参加表明書及び技術提案書等の作成及び記載上の留意事項

参加表明書及び技術提案書については、【別紙1】「参加表明書及び技術提案書作成要領」に基づき作成すること。参加表明書及び技術提案書等の作成及び記載にあたっては、以下に留意すること。

- (1) 参加表明書を提出した応募者は、本実施要項の記載内容に同意したものとみなす。
- (2) 技術提案書の提出は、応募者で1提案のみとする。
- (3) 本プロポーザルの目的は、すぐれた業務実施方法・体制を提案できる業務受託者を選定することであり、応募者は、本業務にあたっての考え方を技術提案書に文書で簡素・明瞭に表現すること。
- (4) 電送及び電子媒体による提出は受け付けない。
- (5) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合は、技術提案書を提出することができない。

4 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

本プロポーザルの技術提案書の審査項目は【別紙2】「業務受託者選定基準」に掲げるものとし、業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、選定する。

5 技術提案書の内容

次の内容について提案すること。

テーマ1 効率的な道路巡回及び路面状況を的確に把握するための着目点について

テーマ2 適切な情報発信により、市民が自治会又は受託者に直接通報するための着目点について

6 ヒアリングの実施

技術提案書の内容について応募者からのヒアリングを実施する。詳細は後日、応募者に対して通知する。

7 手続き等

(1) 参加表明書及び資格確認書類の提出

ア 参加表明書及び資格確認書類の提出

提出先 三条市 建設部 建設課 維持係

住所 〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号

電話 0256-34-5717

FAX 0256-32-6677

電子メールアドレス kensetu@city.sanjo.niigata.jp

提出期限 令和5年11月14日(火)午後4時00分まで

提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。ただし、郵送の場合は提出期限必着とする。

イ 資格確認結果の通知

資格確認の審査の結果は、令和5年11月27日(月)に三条市から応募者(共同企業体の代表者)に書面により通知する。

ウ 質問の受付

受付方法 電子メールでのみ受け付ける。

(書式は別紙様式第1号により、メールに添付すること。)

文書は、日本語で記述し、会社名、所在地、担当者、電話、FAX番号及びメールアドレスを併記する。

電子メールの件名 「社会資本に係る包括的維持管理業務委託プロポーザル質問(共同企業体名)」とすること。

あて先 三条市 建設部 建設課 維持係

メールアドレス kensetu@city.sanjo.niigata.jp

受付期間 令和5年11月6日(月)午後4時00分まで

※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。

質問の回答 随時、三条市ホームページで回答する。

三条市ホームページ（プロポーザルに関する質問・回答）

URL : <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

(2) 技術提案書の提出

ア 技術提案書の提出

提出場所 上記(1)アの提出先と同じ

提出期限 令和5年12月22日（金）午後4時00分まで

提出方法 上記(1)アの提出方法と同じ

イ 質問の受付

受付方法 上記(1)ウの受付方法と同じ

受付期間 令和5年12月11日（月）午後4時00分まで

※電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。

質問の回答 随時、三条市ホームページで回答する。

三条市ホームページ（プロポーザルに関する質問・回答）

URL : <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

8 審査結果の通知

技術提案書の特定の結果は、特定後速やかに技術提案書提出者（共同企業体の代表者）に書面により通知する。

9 業務の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

業務受託者は、契約で定める業務を実施し、業務要求水準書に示されたサービス水準を誠実に履行するものとする。

業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、三条市と業務受託者の両方で誠意をもって協議する。

(2) 委託料の支払い方法

三条市は、委託料を委託期間内の各年度において、四半期ごとに業務受託者の請求に基づき支払うものとする。

(3) 業務実施状況の確認

三条市は、業務受託者が契約で定められている業務を実施し、業務要求水準書に示されたサービス水準を満足していることを確認するため、必要に応じて業務実施状況の確認を行う。

10 プロポーザルの日程（予定）

表 2 日 程

項 目	日 程
プロポーザル実施要項等の配布 （ホームページ公表）	令和 5 年 10 月 18 日（水）
プロポーザル実施要項等に関する質問受付	令和 5 年 10 月 18 日（水）～ 令和 5 年 11 月 6 日（月） 随時ホームページで回答
参加表明書の受付	令和 5 年 10 月 18 日（水）～ 令和 5 年 11 月 14 日（火）
応募者資格確認結果の通知	令和 5 年 11 月 27 日（月）
技術提案書に関する質問受付	令和 5 年 10 月 18 日（水）～ 令和 5 年 12 月 11 日（月） 随時ホームページで回答
技術提案書類の受付	令和 5 年 12 月 22 日（金）まで
ヒアリング	令和 6 年 1 月 15 日（月）
技術提案書の特定、結果通知	令和 6 年 1 月 23 日（火）
業務委託締結	令和 6 年 2 月 28 日（水）

11 その他

(1) 実施要項及び関連情報の公開

三条市ホームページ <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

(2) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の要件の一つに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点で当該参加者を失格とする。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの

(3) 提出に伴う費用

参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に伴う費用の全ては、応募者の負担とする。

(4) 提出期限以降の差し替え及び再提出

提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、三条市と協議を行い、三条市がこれを認めたときはこの限りではない。

(5) 参加を辞退する場合

応募者が参加を辞退する場合は、技術提案提出書類受付の締切日必着で、技術提案辞退届 様式第 11 号 を 1 部、持参又は郵送で提出すること。

(6) 応募者の公表

参加表明書の提出者及び技術提案書の応募者として選定若しくは特定された者は、公表できるものとする。

(7) 参加表明書及び技術提案書の使用

提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の選定及び技術提案書の特定以外に無断で使用しない。ただし、選定を行う作業に必要な範囲において、複製することができるものとする。

(8) 参加表明書及び技術提案書の返却

提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

(9) 受領資料の公表等

技術提案書の作成のために三条市より受領した資料は、三条市の許可なく公表及び使用することはできない。

(10) 通信事故の責任

電子メール等の通信事故については、三条市はいかなる責任も負わない。

(11) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、選定委員会が別に定める。

【別紙 1】 参加表明書及び技術提案書作成要領

1 参加表明及び資格確認書類・作成要領

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルにとじたものを9部（正1部、副8部）提出すること。

(1) 参加表明書 **様式第2号**

応募者名で作成し提出する。

(2) 共同企業体構成表 **様式第3号**

応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の担当役割を明確にする。

(3) 企業状況表 **様式第4号**

応募者の構成員ごとに作成する。

三条市建設工事入札参加資格者名簿に登録のない構成員については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であることを証明する誓約書**様式第10号**を1部添付すること。

また、納税証明書（最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していないことの証明）の写しを1部添付すること。

(4) 受注業務実績 **様式第5号**

三条市から元請で除雪、舗装補修、江渚、電気工事及び樹木等維持管理の業務受注実績を示したものを。応募者の構成員ごとに作成すること。

(5) 業務実施体制 **様式第6号**、**様式第7号**

業務の実施体制、体制図について、再委託先も含めた体制を記載して提出すること。なお、業務開始後に業務実施体制及び再委託先を変更する場合は、事前に三条市と協議し承認を得ることとする。

(6) 総括業務責任者業務実績 **様式第8号**

(7) 業務実施責任者業務実績 **様式第9号**

(8) 共同企業体協定書 **任意様式**

(3)～(4)については、応募者の構成員全てのものを提出すること。なお、正本には原本を、副本には写しをつづること。

2 技術提案提出書類・作成要領

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルにとじたものを9部（正1部、副8部）提出すること。

(1) 提案書提出届 **様式第12号**

提出書類の構成を示した上で、様式の番号順にA4縦長ファイルに綴じたもので提出する。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

- (2) 技術提案 様式第 13-1 号、様式第 13-2 号
- (3) 参考見積り 任意様式
- (4) 資金計画 様式第 14 号

【別紙２】 業務受託者選定基準

業務受託者選定基準及び評価の配点は以下のとおりとする。

表 業務受託者選定基準（技術提案書評価基準）

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
共同 企業体 (構成員)	業務実績	(様式第5号) ①過去5年間全てにおいて(平成30年度以降毎年)三条市から、道路補修(側溝及び構造物)、舗装補修、除雪、江漕、電気工事及び樹木等維持管理の各業務の元請受注実績がある。 ②上記以外	①20 ②12
総括業務 責任者	技術的資格、 経験	(様式第8号) ①技術士(総合技術監理部門「建設」又は建設部門)又は1級土木施工管理技士のいずれかの有資格者であり、同種又は除雪業務実績を有している。 ②2級土木施工管理技士の有資格者であり、同種又は除雪業務実績を有している。 ③上記以外 ※同種業務実績とは、道路補修(側溝又は構造物)、舗装補修、江漕、電気工事又は樹木等維持管理業務実績をいう。	①15 ②9 ③0
業務実施 責任者	技術的資格、 経験	(様式第9号) ①実施要項に示す有資格者であり、全ての業務実施責任者が2件以上の同種業務実績を有している。 ②実施要項に示す有資格者であり、補修業務実施責任者が2件以上の同種業務実績を有している。 ③上記以外 ※巡回業務実施責任者については評価対象外とする。	①15 ②9 ③0
業務実施 体制	的確性 実現性	(様式第6号) (様式第7号) ①適切かつ余裕のある業務実施体制となっている。 ②上記以外	①20 ②12
小 計			70

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
特定テーマに関する技術提案 (その1)	巡回及び路面状況把握の有効性	(様式第13-1号) ・巡回方法に有効性があり、路面状況を的確に把握することが期待できる場合、評価する。	①20 ②16 ③12 ④8 ⑤4
	40点 効率的な巡回及び路面状況の的確な把握の実現性	(様式第13-1号) ・効率的な巡回方法及び路面状況の的確な把握に実現性があり、明確かつ具体的な場合、評価する。	①20 ②16 ③12 ④8 ⑤4
特定テーマに関する技術提案 (その2)	直接通報率を向上させるための提案の有効性	(様式第13-2号) ・自治会又は受託者への直接通報率が向上すると期待できる場合、評価する。	①20 ②16 ③12 ④8 ⑤4
	40点 直接通報率を向上させるための提案の実現性	(様式第13-2号) ・自治会又は受託者への直接通報率を向上させるための提案に実現性があり、明確かつ具体的な場合、評価する。	①20 ②16 ③12 ④8 ⑤4
小 計			80
合 計			150